

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のためのお知らせ

都立学校開放事業運営委員長
東京都立小平南高等学校長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、以下の事項について遵守をお願いします。

1 提出書類について

施設使用に当たっては、以下の書類を学校に提出してください。

- (1) 使用団体の責任者が施設使用日前に学校に提出する書類
承諾書
- (2) 管理指導員が使用当日に学校に提出する書類
管理指導日誌
- (3) 管理指導員が施設使用後に学校に提出する書類 (遅くとも使用後3日以内)
 - ア 実施状況報告書
 - イ 体調管理チェックシート（全員分）
 - ※ 施設使用当日に、管理指導員が施設使用者全員から回収し、郵送又は持参により原本を提出する。

2 施設使用時の留意事項について

(1) ガイドライン等の遵守

施設使用に当たっては、承諾書の記載事項のほか、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び競技種目ごとのガイドラインの定めがある場合には、そのガイドラインを遵守してください（参考1：「競技団体等が定める感染拡大予防に関するガイドラインや留意事項（令和3年1月26日現在）」参照）。

(2) マスクの着用

施設使用時は、マスクを着用してください。ただし、高温や多湿といった環境下では、マスク着用に関する厚生労働省の基準（※1）に従ってください。なお、運動・スポーツを行う場合は、スポーツ庁やスポーツ協会の基準（※2）に従って施設使用者において着用の必要性を判断してください。

※1 厚生労働省の基準

- ・高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにする。マスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がける。また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、マスクを一時的にはずして休憩する。（参考2：「熱中症予防×コロナ感染防止

で「新しい生活様式」を健康に！」（厚生労働省リーフレット）
※2 スポーツ庁やスポーツ協会の基準

- ・運動・スポーツ中のマスクの着用は使用者等の判断によるものとするものの、運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めること。
- ・マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや、熱拡散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

(3) 手洗い及び手指消毒の励行

石鹸及びアルコール等の消毒液等を持参し、こまめな手洗い又は手指消毒を行ってください。

(4) ソーシャルディスタンスの確保

施設使用者同士やその他の人との距離（できるだけ2 m以上）を確保してください。（障害者の誘導や介助を行う場合を除く。）

3 施設使用時の健康状態の確認等について

(1) 体調不良者等の学校敷地内の立入禁止

平熱を超える発熱や風邪の症状など体調がよくない場合など、承諾書（別紙2）に記載する所定の事項に該当する場合には、施設使用を見合わせ、学校内に立ち入らないようにしてください。

(2) 施設使用者全員の当日の体温、健康状態等の確認・報告

施設使用当日の体温や健康状態等を確認する「体調管理チェックシート」を施設使用者全員（運動・スポーツを行う使用者に加え、保護者等、開放施設内に立ち入る全ての者。練習試合等を実施する場合は、その相手方も同様）に配布し、記入した用紙は全て管理指導員が回収した上で施設使用ができるかを確認してください。

また、記載内容については、万が一、感染者が判明し、保健所等の公的機関から依頼があった場合は、提供することがあります。あらかじめ、御承知おきます。

(3) 感染者発生時の報告及び調査協力

使用団体の責任者は、施設使用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した者がいる場合は、必ず学校に対して直ちに報告してください。また、感染拡大防止対策の調査等に協力をお願いします。

4 児童生徒や教職員との接触回避等について

児童生徒や教職員との接触状況や消毒箇所を明確にしておくため、以下の取扱いを徹底してください。

- (1) 施設使用時に、使用団体と、児童生徒・教職員とが、お互いに接触しないよう周知してください。鍵の受渡等のやむを得ない場合には、必ずマスクを着用し、できるだけ2メートル以上の距離を確保してください。また、誰と誰が接触したか明確にしてください。

- (2) 施設使用時は、校門から開放施設までの移動は、学校が指定した経路を通行してください。また、校舎や、屋外施設の開放エリア（使用団体の使用範囲）以外の施設・敷地に立ち入らないでください。

5 施設・設備の消毒の徹底等について

(1) 消毒方法について

屋外トイレ、屋外手洗い場、コート等の設備のうち、複数の使用者が頻繁に触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、学校が指定する消毒個所を、定められた方法及び用具により、施設使用前後に適切に消毒してください。

消毒方法や消毒液等の用具については、学校の指示に従ってください。

(2) 手洗い場及びトイレの使用について

手洗い場及びトイレ用に石鹸（ポンプ型が望ましい。）を持参してください。

手洗いは30秒以上などの手洗いのルールを周知してください（参考3：「感染症対策へのご協力をお願いします」（厚生労働省リーフレット））。

手洗い後に手を拭く際は、各自の清潔なタオルやペーパータオルで拭いてください。

トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう周知してください。

(3) 用具について

ボールやラケット等の用具は、持参してください。

また、使用団体で用具を共用する場合には、「手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、共用前後に消毒を義務付ける」といった工夫をするなど、消毒を徹底してください。